伊ボート告示第６号

伊丹市営モーターボート競走開催に伴う指定席料金の収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２において準用する地方自治法第２４３条の２第１項の規定に基づき、伊丹市営モーターボート競走開催に伴う指定席料金の徴収事務の指定公金事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊丹市ボートレース事業局
伊丹市モーターボート競走事業管理者
多　田　勝　志

記

１．受託者
東京都渋谷区東１－２－２０
ぴあ株式会社 西日本統括事業局
局長　　清　水　智　宏

２．委託事業の内容
伊丹市営モーターボート競走開催に伴う指定席料金の徴収事務

３．委託期間
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで